

## 伊達市ふるさと納税（寄附金）返礼品等取扱要領

（目的）

**第1条** この要領は、伊達市（以下「市」という。）にふるさと納税（地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2及び第314条の7に基づく寄附のこと。以下同じ。）をした寄附者に対するお礼の品（以下「返礼品」という。）及び返礼品を提供する事業者（以下「返礼品事業者」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（返礼品事業者の要件）

**第2条** 返礼品事業者は、次の各号のいずれの要件にも適合している事業者とする。

- (1) 本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場等が市内にある企業、団体又は個人事業者であること。
- (2) 代表者及び従業員等が、伊達市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第2号）に規定する暴力団等の構成員等でないこと。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 各種法令、条例等に適した生産又は製造を行っていること。
- (5) 返礼品について、適正な品質管理等に努め、事業者の責任において提供できること。
- (6) 個人情報取扱いを厳重に行えること。

2 前項の規定による返礼品事業者と連携し、前項第2号から第6号までに掲げる要件に適合する事業者を返礼品事業者とみなす。

（返礼品の要件）

**第3条** 返礼品として取り扱うことができる地場産品等は、次の各号のいずれの要件も満たす物とする。

- (1) 市のPRや産業振興に寄与する物であること。
- (2) 市の地域資源又は技術を活用した物であること。
- (3) 市内で生産、製造若しくは加工されている物、市内の原材料を使用している物又は市内でサービスが提供されている物であること。ただし、市外で生産、製造又は加工されている物であっても、本社（本店）が市内にある場合等、市長が認める場合は、この限りでない。
- (4) 品質及び数量において安定供給が見込めること。ただし、季節限定、期間限定又は数量限定で供給可能な物は、この限りでない。

2 前項の要件を満たす場合であっても、次に掲げる返礼品の取扱いは、認めないこととする。

- (1) 金銭類似性の高い物（プリペイドカード、商品券、電子マネー等）
- (2) 資産性の高い物（電気・電子機器、貴金属、自転車等）

（寄附金額に対する返礼品の価格）

**第4条** 返礼品の価格は、品代、消費税等、梱包代等を含め、寄附金額に対し3割以内のものとする。

（委託業者）

**第5条** 市長は、返礼品の取扱業務等について、一括して代行する取りまとめ業者（以下「委託業者」という。）に委託するものとする。

2 返礼品事業者が締結する返礼品の提供に関する契約は、委託業者が直接締結するものとする。

（申請方法）

**第6条** 返礼品事業者の申請をしようとする事業者（以下「申請者」という。）は、市が提示する書類

に必要事項を記入し、FAX、電子メール又は郵送により提出するものとする。

- 2 申請者は、市税が賦課されている場合は、市税に係る完納証明書等を市に提出するものとする。  
この場合において、当該完納証明書等は、前項の書類を提出した日を基準日とし、発行後3月を経過していないものとする。

(申請の承認)

**第7条** 市は、前条の規定による申請があった場合は、この要領に基づき総合的に判断して承認の可否を決定し、申請者へ通知するものとする。

(返礼品の登録)

**第8条** 返礼品は、前条の規定により承認された申請者が、委託業者が提示する書類に必要事項を記入し、委託業者に受理されたことにより正式に登録されたものとする。

(返礼品の内容変更等)

**第9条** 返礼品事業者は、前条の規定により登録された返礼品の内容を変更する場合又は登録された返礼品を取りやめる場合は、速やかに委託業者へ報告しなければならない。

(返礼品事業者の登録抹消及び返礼品の取扱中止)

**第10条** 市は、次に掲げる要件に該当したときは、返礼品の取扱いを中止し、又は返礼品事業者としての登録を抹消するものとする。

- (1) 申請内容に虚偽があったとき。
- (2) 返礼品又は返礼品事業者が、この要領に定める要件を満たさなくなったとき。
- (3) 市、ふるさと納税をした寄附者その他関係者に損害を及ぼす行為があったとき。
- (4) 概ね3年間以上の期間に渡り、返礼品の取扱いがないとき。

(委任)

**第11条** この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要領は、平成29年5月19日から施行する。

この要領は、平成30年11月1日から施行する。